

○甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和 51 年 10 月条例第 5 号）

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の設置又は維持の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

○甲府地区広域行政事務組合消防法等施行細則（平成 30 年 3 月規則第 3 号）

（公示の方法）

第5条 省令第1条に規定する公示の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 命令を受けた防火対象物が存する構成市町の掲示場への掲示
- (2) 消防本部及び命令を受けた防火対象物を管轄する消防署の掲示板への掲示
- (3) 消防本部ホームページへの掲載

○甲府地区広域行政事務組合危険物の規制に関する規則

（平成 28 年 3 月規則第 2 号）

（命令の公示等）

第28条 法第11条の5第4項（法第12条第3項、法第12条の2第3項、法第12条の3第2項、法第13条の24第2項、法第14条の2第5項、法第16条の3第6項及び法第16条の6第2項において準用する場合を含む。）の標識は、消防法による命令の公示（第51号様式）とする。

- 2 省令第7条の5の規定により管理者が定める方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 命令を受けた製造所等が存する構成市町の掲示場への掲示
 - (2) 消防本部及び命令を受けた製造所等を管轄する消防署の掲示板に掲示
 - (3) 消防本部ホームページへの掲載
 - (4) 命令を受けた製造所等が存する構成市町のホームページへの掲載